別記様式第10（第65条の15第２項関係）

管理職隊員であった者が再就職した場合の届出
（自衛隊法第65条の11第４項関連）

平成　　年　　月　　日

防衛大臣　殿

住　　所
氏　　名
電話番号

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第65条の11第４項の規定により、次のとおり届け出ます。

1（ふりがな） 氏名	
2 生年月日	年　月　日
3 離職時の官職又は階級	
4 離職日	年　月　日
5 再就職日	年　月　日
6 再就職先の名称	
7 再就職先の業務内容	
8 再就職先における地位	
9 求職の承認の有無	□有　□無
10 防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無	□有　□無

（記載上の注意）
1　離職時の階級は、退職時に特別昇任した者にあっては、当該昇任前の階級を（　）で記載すること。
2　□のついた項目は該当する□の中にレ点を記入すること。

（防衛省技術研究本部受託試験研究規則の一部改正）

第三条　防衛省技術研究本部受託試験研究規則（昭和三十三年総理府令第二十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

防衛装備庁受託試験研究規則

第一条中「防衛省技術研究本部（以下「本部」という。）」を「防衛装備庁」に改める。

第二条中「本部に」を「防衛装備庁に」に、「防衛省技術研究本部長（以下「本部長」という。）」を「防衛装備庁長官（以下「長官」という。）」に改める。

第三条第一項中「本部長」を「長官」に、「本部が」を「防衛装備庁が」に改める。

第四条第一項中「防衛大臣」を「長官」に改める。

第五条中「本部長」を「長官」に、「本部の」を「防衛装備庁の」に改める。

第六条から第八条までの規定中「本部長」を「長官」に改める。

第九条中「本部」を「防衛装備庁」に改める。

第十一条中「防衛大臣」を「長官」に改める。

（指定職俸給表の適用を受ける書記官その他の官職及びこれらに準ずる自衛官の官職を定める省令の一部改正）

第四条　指定職俸給表の適用を受ける書記官その他の官職及びこれらに準ずる自衛官の官職を定める省令（昭和三十九年総理府令第四十二号）の一部を次のように改正する。

本則第二号中「技術監」を「施設監」に、「審議官」を「防衛省本省の審議官」に改め、本則第三号中「統合幕僚副長」の下に「、統合幕僚監部総括官」を加え、本則第五号中「陸上幕僚監部装備部長」を「陸上幕僚監部装備計画部長」に改め、本則第六号中「海上幕僚監部装備部長」を「海上幕僚監部装備計画部長」に改め、本則第七号中「航空幕僚監部装備部長」を「航空幕僚監部装備計画部長」に改め、本則第八号中「、情報本部長及び技術研究本部技術開発官」を「及び情報本部長」に改め、本則中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九　防衛装備庁防衛技監、防衛装備庁長官官房装備官、防衛装備庁長官官房審議官、防衛装備政策部長、防衛装備庁プロジェクト管理部長、防衛装備庁技術戦略部長、防衛装備庁調達管理部長、防衛装備庁調達事業部長、防衛装備庁航空装備研究所長、防衛装備庁陸上装備研究所長、防衛装備庁艦艇装備研究所長、防衛装備庁電子装備研究所長及び防衛装備庁先進技術推進センター所長

（防衛省職員給与施行規則の一部改正）

第五条　防衛省職員給与施行規則（昭和四十四年総理府令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「防衛省内部部局」を「防衛省本省の内部部局、防衛人事審議会」に改め、「技術研究本部、装備施設本部」を削り、「及び地方防衛局」を「、地方防衛局及び防衛装備庁」に改める。